

担当団体：(一社)宮城県建築士会

## 令和7年度「建築士定期講習」開催のご案内

【主催】登録講習機関：公益財団法人 建築技術教育普及センター

【運営】一般社団法人 宮城県建築士会 / 公益社団法人 日本建築士会連合会

建築士事務所に所属する一級・二級・木造建築士は、3年以内毎に国土交通大臣の登録を受けた登録講習機関が行う建築士定期講習を受講することが義務付けられています。未受講により懲戒処分を受けると、国土交通省ホームページ等において氏名や登録番号等が公表されると共に、処分歴が一級建築士名簿に記載されることとなります。(二級・木造建築士は処分権者である都道府県知事によって処分されます。)

新たに建築士事務所に所属され所属建築士となられた方、令和4年度に建築士定期講習を修了された方、及び令和4年12月に建築士試験に合格され建築士事務所に所属されている方は、令和7年度が定期講習受講年度となります。

### ◆日程

◆受付期間 (各回共通) 令和7年4月1日～各締切日

◆定員：各回 48名

会場コード	開催日	申込締切日	会場
1D-01	令和7年6月6日(金)	令和7年5月29日	宮城県建設業国民健康保険組合会館 仙台市宮城野区二十人町301-3 (アンバンマンこどもミュージアム南側) ※JR仙台駅東口より徒歩約10分 ※会場に駐車場はございません。
1D-02	令和7年6月18日(水)	令和7年6月10日	
1D-03	令和7年8月1日(金)	令和7年7月24日	
1D-04	令和7年10月21日(火)	令和7年10月13日	
1D-05	令和8年2月18日(水)	令和8年2月10日	

※当日のスケジュールは裏面をご確認ください。

### ◆DVD講習 (各回共通 / 対面方式)

◆受講料 12,980円 (消費税含む)

※一旦納付された受講手数料は、受講資格が確認できない場合や、会場定員の関係で受講申込みができなかった場合、主催者の都合により受講できなかった場合を除き返金できません。テキストは講習日当日に会場で配布します。

### ◆お申込方法

WEBシステムによる申込 右記URLよりお申込下さい。 <https://www.jaeic.or.jp/gyomu/teiki/houshiki.html>

※郵送でのお申込をご希望の場合は、(一社)宮城県建築士会事務局までお問合せ下さい。

※新型コロナウイルス感染症についての対応が緩和されてきておりますが、手指消毒、換気等を実施いたします。また、本講習会会場におきましては、マスクの着用にご理解のうえ、ご協力下さいますようお願いいたします。

### ▼お問い合わせ

一般社団法人 宮城県建築士会

〒983-0862 仙台市宮城野区二十人町301-3 宮城県建設業国民健康保険組合会館 5F TEL 022-298-8037

※感染症等の拡大状況によっては、講習会の開催中止や日程変更が生じる場合がありますので予めご了承願います。最新の情報は、(公財)建築技術教育普及センターホームページでご確認願います。 <https://www.jaeic.or.jp/>

◆講習時間割予定 <受付時間 8:50~>

時間割	項目	内容		時間
9:20~9:30	受講説明	注意事項説明		10分
9:30~11:30	講義	建築物の建築に関する法令に関する科目① (1. 最近の建築関係法令の動き)		120分
11:30~11:40		休憩		10分
11:40~12:40	講義	建築物の建築に関する法令に関する科目② (2. 建築基準法 / 3. 建築士法)		60分
12:40~13:35		休憩(昼食)		55分
13:35~15:45	講義	設計及び工事監理に関する科目① (1. 職業倫理、社会情勢等)		130分
		設計及び工事監理に関する科目② (2. 最近の新技术、最近の重要技術項目等)		
15:45~15:50		休憩		5分
15:50~16:00	考査説明	注意事項説明		10分
16:00~17:00	修了考査 (テキスト参照可)	一級建築士	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の建築に関する法令に関する科目</li> <li>・設計及び工事監理に関する科目</li> <li>・40問、正誤方式</li> </ul>	60分
		二級建築士	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の建築に関する法令に関する科目</li> <li>・建築物(法第3条に規定する建築物を除く。)の設計及び工事監理に関する科目</li> <li>・35問、正誤方式</li> </ul>	
		木造建築士	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木造の建築物の建築に関する法令に関する科目</li> <li>・木造の建築物(法第3条及び第3条の2に規定する建築物を除く。)の設計及び工事監理に関する科目</li> <li>・30問、正誤方式</li> </ul>	